

4 建指第 33 号  
令和 4 年 4 月 7 日

公益社団法人 長野県建築士会ながの支部 あて

長野市長 荻原 健 司  
(建設部建築指導課・建築防災担当)



市の補助制度等を活用した住宅・建築物の耐震化の支援について（依頼）

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、市の建築指導行政につきまして格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、市では、今後予想される地震に対して建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体と財産を守ることを目的として長野市耐震改修促進計画を定め、耐震化の促進を図ってきているところです。

今年度は、建築物の耐震化をより一層促進させるため、過年度の耐震診断受診者に対して再度フォローアップを行うなど、耐震化の必要性を改めて啓発していくとともに、代理受領制度を設け、耐震改修工事に対する補助金を市から直接施工業者に支払うことで、所有者が改修費用を用意する際に係る金銭的負担を軽減するなど、耐震改修を行いやすくする取り組みや安価な耐震改修工法の周知に一層取り組んでまいります。

つきましては貴支部並びに貴支部会員の皆様には、市の補助制度等を積極的に活用した住宅・建築物の耐震化、資産として次の世代に継承される安全で質の高い住宅・建築物づくりに、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、市の補助制度等の概要を添付いたしますので、貴支部会員の皆様へご周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

担当：建設部 建築指導課 建築防災担当  
(課長補佐) 渡辺 芳宏 (係長) 後藤 篤  
(主査) 中村 透 (技師) 尾町 光穂  
電話：224-6753

■ 補助制度等の概要 ■

建物の区分	耐震診断補助	耐震改修工事補助	
		通常補助	上乗せ (前年所得金額が200万円以下の方が対象)
木造一戸建て住宅	<p>耐震診断士派遣(無料)</p> <p>▼対象/以下の3項目全てに該当する住宅</p> <p>○昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅</p> <p>○在来工法の木造住宅(平屋または2階建て)</p> <p>○個人所有の一戸建て住宅</p>	<p>改修工事費の5分の4以内 (1戸100万円まで) (賃貸住宅を除く)</p>	<p>改修工事費の10分の1以内 (1戸20万円まで)</p>
非木造一戸建て住宅			
分譲マンション・賃貸共同建て住宅	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟120万円まで)</p> <p>▼対象/区分所有者が存する分譲マンションや、民間事業者などが所有する賃貸住宅</p>	<p>改修工事費の2分の1以内 (1戸100万円まで) (賃貸住宅を除く)</p>	
特定既存耐震不適合建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟120万円まで)</p> <p>▼対象/幼稚園、学校、病院、福祉施設、ホテル、物品販売店舗、事務所、工場などで一定規模以上のもの</p>		
緊急輸送道路等沿道建築物	<p>耐震診断費の3分の2以内(1棟200万円まで)</p> <p>▼対象/地震災害時、建物の倒壊により緊急輸送道路をふさぐ恐れのある、一定以上の高さの建築物</p>		

※無料耐震診断・補助の対象にならない住宅もあります  
 ので対象になるか判断できない場合は事前に建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。  
 ※耐震改修工事の補助対象や条件等、詳細については建築指導課建築防災担当までお問い合わせください。  
 ※予算の範囲内での補助となるため、年度途中で申し込み受理を終了する場合があります。